第105期　決 算 公 告

平成22年6月25日

福島県郡山市中町19番1号
株式会社　大東銀行
取締役社長　鈴木　孝雄

貸借対照表（平成22年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**59,580**
現金	14,206
預け金	45,373
コールローン	**5,000**
金銭の信託	**2,686**
有価証券	**137,983**
国債	42,550
地方債	2,957
社債	58,304
株式	9,010
その他の証券	25,161
貸出金	**427,970**
割引手形	1,943
手形貸付	28,149
証書貸付	380,000
当座貸越	17,876
外国為替	**509**
外国他店預け	500
買入外国為替	8
その他資産	**3,708**
未決済為替貸	142
前払費用	6
未収収益	959
金融派生商品	6
その他の資産	2,594
有形固定資産	**13,925**
建物	2,569
土地	10,162
建設仮勘定	74
その他の有形固定資産	1,117
無形固定資産	**1,369**
ソフトウェア	843
リース資産	370
その他の無形固定資産	155
繰延税金資産	**2,813**
支払承諾見返	**1,190**
貸倒引当金	**△ 6,223**
資産の部合計	**650,514**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**611,803**
当座預金	6,791
普通預金	203,473
貯蓄預金	6,461
通知預金	5,500
定期預金	379,662
定期積金	6,755
その他の預金	3,159
借用金	**1,910**
借入金	1,910
新株予約権付社債	**2,100**
その他負債	**4,414**
未決済為替借	156
未払法人税等	53
未払費用	2,078
前受収益	321
従業員預り金	21
給付補てん備金	9
金融派生商品	0
リース債務	389
その他の負債	1,384
賞与引当金	**152**
退職給付引当金	**3,125**
睡眠預金払戻損失引当金	**144**
偶発損失引当金	**121**
再評価に係る繰延税金負債	**1,967**
支払承諾	**1,190**
負債の部合計	**626,930**
（純資産の部）	
資本金	**14,706**
資本剰余金	**1,257**
資本準備金	1,257
利益剰余金	**8,074**
利益準備金	172
その他利益剰余金	7,902
別途積立金	6,500
繰越利益剰余金	1,402
自己株式	**△ 37**
株主資本合計	**24,000**
その他有価証券評価差額金	**△ 2,313**
土地再評価差額金	**1,897**
評価・換算差額等合計	**△ 416**
純資産の部合計	**23,584**
負債及び純資産の部合計	**650,514**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第105期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**14,573**
資金運用収益	**11,869**	
貸出金利息	9,853	
有価証券利息配当金	1,914	
コールローン利息	33	
買現先利息	3	
預け金利息	64	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**2,151**	
受入為替手数料	774	
その他の役務収益	1,377	
その他業務収益	**211**	
外国為替売買益	53	
商品有価証券売買益	6	
国債等債券売却益	148	
金融派生商品収益	2	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**341**	
株式等売却益	143	
その他の経常収益	197	
経常費用		**13,669**
資金調達費用	**1,640**	
預金利息	1,562	
譲渡性預金利息	8	
コールマネー利息	0	
借用金利息	69	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**944**	
支払為替手数料	176	
その他の役務費用	768	
その他業務費用	**227**	
国債等債券売却損	9	
その他の業務費用	218	
営業経費	**8,985**	
その他経常費用	**1,870**	
貸倒引当金繰入額	1,012	
貸出金償却	297	
株式等売却損	63	
株式等償却	349	
その他の経常費用	146	
経常利益		**904**
特別利益		**199**
償却債権取立益	199	
特別損失		**21**
固定資産処分損	21	
税引前当期純利益		**1,083**
法人税、住民税及び事業税	25	
法人税等調整額	169	
法人税等合計		**194**
当期純利益		**888**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　５年～50 年

その他　　３年～20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,866百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

（会計方針の変更）

当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、未認識数理計算上の差異は287百万円増加しておりますが、未認識数理計算上の差異は発生の翌事業年度から費用処理することとしているため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

7．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更に関する注記

（金融商品に関する会計基準）

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年３月10日）を適用しております。

これによる経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

１．関係会社の株式総額496百万円

２．金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は1,747百万円、延滞債権額は17,278百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は296百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,636百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,958百万円であります。

なお、上記３.から６.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は、7,274百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。

８．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、

売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,943百万円であります。

９．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	11,996百万円
その他資産	5百万円
現金預け金	5百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,134百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券19,220百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち敷金は109百万円、保証金は43百万円であります。

10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,774百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が26,674百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法（昭和44年法律第49号）第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第３号に定める当該事業用土地について地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣

売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 5,432百万円

12．有形固定資産の減価償却累計額12,351百万円

13．有形固定資産の圧縮記帳額1,296百万円

14．借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

15．新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。

16．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,280百万円であります。

17．１株当たりの純資産額187円04銭

18．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額17百万円

19．貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額

有形固定資産	１百万円
無形固定資産	―百万円
合計	１百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産	１百万円
無形固定資産	―百万円
合計	１百万円

減損損失累計額相当額

有形固定資産	―百万円
無形固定資産	―百万円
合計	―百万円

期末残高相当額

有形固定資産	０百万円
無形固定資産	―百万円
合計	０百万円

・未経過リース料期末残高相当額

１年内	０百万円
１年超	―百万円
合計	０百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	14 百万円
減価償却費相当額	12 百万円
支払利息相当額	0 百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

20．関係会社に対する金銭債権総額2,184百万円

21．関係会社に対する金銭債務総額361百万円

22．銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、25百万円であります。

23．国内基準による単体自己資本比率8.79%

損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	59百万円
役務取引等に係る収益総額	22百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	122百万円
その他の取引に係る費用総額	37百万円

２．１株当たり当期純利益金額7円04銭

３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額6円26銭

４．関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(1) 関係会社等

	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関係会社	株式会社大東リース	福島県郡山市	380	リース事業 信用保証事業	所有 直接 85.30%	当行住宅ローン等の債務保証	貸出金の被保証	―	―	17,858

(2) 役員及び個人主要株主等

	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社中央鑑定法人 （注1）	福島県郡山市	32	不動産鑑定業	―	金銭貸借関係 不動産鑑定	融資取引 （注2） 利息の受取 （注2） 不動産鑑定料の支払 （注3）	39 （注4） 1 0	貸出金 その他資産 ―	― ―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．株式会社中央鑑定法人は、当行の常務取締役である田崎　淳の近親者が議決権の100％を直接保有しております。

２．融資取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

３．不動産鑑定料の支払については、一般取引条件と同様に決定しております。

４．融資取引に関する取引金額については、貸出金の期中平均残高を記載しております。

有価証券に関する注記

貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

１．満期保有目的の債券（平成22年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	4,999	5,217	217
	社　債	4,989	5,208	218
	その他	500	505	5
	小　計	10,489	10,931	441
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	―	―	―
	社　債	300	261	△　38
	その他	1,000	938	△　61
	小　計	1,300	1,200	△　99
合　計		11,789	12,131	341

２．子会社・子法人等株式（平成22年３月31日現在）

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	496

３．その他有価証券（平成22年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	795	682	113
	債　券	82,758	80,797	1,960
	国　債	36,534	35,679	855
	地方債	2,357	2,311	46
	社　債	43,866	42,807	1,058
	その他	6,215	6,102	112
	小　計	89,769	87,582	2,186
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	7,276	9,762	△ 2,485
	債　券	10,764	10,824	△ 60
	国　債	1,016	1,019	△ 2
	地方債	599	600	△ 0
	社　債	9,148	9,205	△ 57
	その他	17,235	18,324	△ 1,089
	小　計	35,276	38,911	△ 3,634
合　計		125,045	126,494	△ 1,448

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株　式	441
その他	210
合　計	652

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

４．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

	売　却　額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株　式	1,427	139	63
債　券	8,506	148	－
国　債	4,499	0	－
社　債	4,006	147	－
その他	1,059	3	9
合　計	10,993	291	72

５．減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、349百万円（うち株式349百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について事業年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

金銭の信託に関する注記

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 22 年３月 31 日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差　額 （百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	2,686	2,686	－	－	－

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,913百万円
退職給付引当金	1,240
減価償却費	138
有価証券償却	188
税務上の繰越欠損金	4,735
その他	2,349
繰延税金資産小計	12,565
評価性引当額	△ 8,889
繰延税金資産合計	3,676
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△862
繰延税金負債合計	△862
繰延税金資産の純額	2,813百万円

第105期　決 算 公 告

平成22年6月25日

福島県郡山市中町19番1号
株式会社　大東銀行
取締役社長　鈴木　孝雄

連結貸借対照表（平成22年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	59,611	預金	611,451
コールローン及び買入手形	5,000	借用金	1,910
金銭の信託	2,686	新株予約権付社債	2,100
有価証券	137,700	その他負債	5,267
貸出金	427,838	賞与引当金	156
外国為替	509	退職給付引当金	3,133
リース債権及びリース投資資産	1,348	利息返還損失引当金	42
その他資産	5,033	睡眠預金払戻損失引当金	144
有形固定資産	14,161	偶発損失引当金	121
建物	2,657	繰延税金負債	42
土地	10,301	再評価に係る繰延税金負債	1,967
建設仮勘定	74	支払承諾	8,490
その他の有形固定資産	1,126	負債の部合計	634,827
無形固定資産	1,413	（純資産の部）	
ソフトウェア	885	資本金	14,706
リース資産	370	資本剰余金	1,257
その他の無形固定資産	157	利益剰余金	8,508
繰延税金資産	2,966	自己株式	△ 77
支払承諾見返	8,490	株主資本合計	24,394
貸倒引当金	△ 7,439	その他有価証券評価差額金	△ 2,239
		土地再評価差額金	1,897
		評価・換算差額等合計	△ 342
		少数株主持分	440
		純資産の部合計	24,492
資産の部合計	659,320	負債及び純資産の部合計	659,320

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書　（平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**15,868**
資金運用収益	**12,036**	
貸出金利息	10,018	
有価証券利息配当金	1,916	
コールローン利息及び買入手形利息	33	
買現先利息	3	
預け金利息	64	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**2,384**	
その他業務収益	**1,089**	
その他経常収益	**357**	
経常費用		**14,768**
資金調達費用	**1,641**	
預金利息	1,561	
譲渡性預金利息	8	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	71	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**834**	
その他業務費用	**992**	
営業経費	**9,332**	
その他経常費用	**1,967**	
貸倒引当金繰入額	1,017	
その他の経常費用	950	
経常利益		**1,100**
特別利益		**200**
固定資産処分益	0	
償却債権取立益	199	
特別損失		**21**
固定資産処分損	21	
税金等調整前当期純利益		**1,278**
法人税、住民税及び事業税	47	
法人税等調整額	196	
法人税等合計		**243**
少数株主利益		**30**
当期純利益		**1,004**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　２社

株式会社大東クレジットサービス

株式会社大東リース

当連結会計年度から、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 22 号平成 20 年 5 月 13 日公表分）を適用しております。これによる連結の範囲に変更はありません。

（会計方針の変更）

当連結会計年度から、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 22 号平成 20 年 5 月 13 日公表分）を適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は一致しております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　５年～50年

その他　　３年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、

債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,866百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

（会計方針の変更）

当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、未認識数理計算上の差異は287百万円増加しておりますが、未認識数理計算上の差異は発生の翌連結会計年度から費用処理することとしているため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払い

に備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

（借手）

該当ございません。

（貸手）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号平成 19 年３月 30 日）第 81 項に基づき、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関して、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の総額をリース期間内の各期に定額で配分する方法によっております。なお、同適用指針第 80 項を適用した場合と比べ、税金等調整前当期純利益は 10 百万円増加しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

（イ）金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

（ロ）為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

（14）消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

５．連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記

（金融商品に関する会計基準）

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号平成 20 年 3 月 10 日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号平成 20 年 3 月 10 日）を適用しております。

これによる経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

追加情報

（賃貸等不動産関係）

当連結会計年度末から「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第 20 号平成 20 年 11 月 28 日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 23 号平成 20 年 11 月 28 日）を適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

１．金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。

２．貸出金のうち、破綻先債権額は1,848百万円、延滞債権額は18,046百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は296百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,686百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,877百万円であります。

なお、上記２.から５.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、7,274百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。

７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,943百万円であります。

８．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	11,996百万円
その他資産	5百万円
現金預け金	5百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,134百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券19,220百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち敷金は109百万円、保証金は43百万円であります。

９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、35,691 百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 35,591 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保

を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10．土地の再評価に関する法律（平成 10 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成 10 年３月 31 日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第３号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額5,432百万円

11．有形固定資産の減価償却累計額 12,614 百万円

12．有形固定資産の圧縮記帳額 1,296 百万円

13．借用金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

14．新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。

15．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は 1,280 百万円であります。

16．１株当たりの純資産額 190 円 99 銭

17．当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 17 百万円

18．当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△5,392 百万円
年金資産（時価）	2,154
未積立退職給付債務	△3,238
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	1,065
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△　961
連結貸借対照表計上額の純額	△3,133
前払年金費用	—
退職給付引当金	△3,133

19．国内基準による連結自己資本比率 9.02%

連結損益計算書に関する注記

１．「その他の経常費用」には、貸出金償却 313 百万円、株式等償却 349 百万円及び株式等売却損 101 百万円を含んでおります。

２．１株当たり当期純利益金額 8 円 01 銭

３．潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 7 円 12 銭

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務及び有価証券運用を中心とした銀行業を中心にクレジットカード事業、リース事業及び信用保証事業等の金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金等による資金調達、及び貸出等の与信業務、有価証券投資等による資産運用を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

また、当行では、金利リスクを回避するため金利スワップ取引を、為替リスクを回避するため為替予約取引を利用しております。これらは、すべてリスクヘッジを目的としたデリバティブ取引であり、投機目的での積極的利用は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における貸出金のうち、約8割は国内の中小企業取引先及び個人に対するものであり、国内を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、及びその他保有目的（純投資目的、政策投資目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、普通預金及び固定金利による定期預金を中心とする預金調達であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。資産・負債には、金利の長短ミスマッチがあり、金利リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には金利スワップ取引があり、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である銀行業の預金勘定における仕組預金に関わる金利リスクに対して「金利スワップの特例処理」によるヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程及び融資・管理業務に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、債権管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(ⅰ) 金利リスクの管理

当行グループは、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。ALM及びリスク管理に関する諸規程等において、リスク管理方法や手続等を明記しており、リスクの統合的な管理を行うリスク管理委員会の審議を経て取締役会において決定された金利リスク等に関する管理方針に基づき、常務会及び取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはコンプライアンス・リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び常務会に報告しております。

(ⅱ) 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があります。証券国際部では、こうした取引に対し銀行間市場において反対取引を行うことにより、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを回避しております。

(ⅲ) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、常務会において期毎に定める有価証券投資に係る基本方針に基づき、常務会の監督の下、投資運用規程に従い行われております。このうち、純投資目的で保有しているものについては、証券国際業務の運営基準に投資限度額等の設定を行っているほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。業務・資本提携を含む政策投資目的で保有しているものについては、経営部及び営業企画部において取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はコンプライアンス・リスク統括部を通じ、ALM委員会及び常務会において定期的に報告されております。

(ⅳ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の権限、取引の手続等リスク管

理上の規程を制定し、取引の実行及び管理は証券国際部が行っており、毎月月末時点における想定元本、信用リスク、為替リスク等の状況を常務会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、外国為替、借用金、新株予約権付社債、支払承諾及び支払承諾見返については、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しいことから記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	59,611	58,935	△ 675
(2) コールローン及び買入手形	5,000	5,000	—
(3) 金銭の信託	2,686	2,686	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	11,789	12,131	341
その他有価証券	125,257	125,257	—
(5) 貸出金	427,838		
貸倒引当金（※１）	△ 6,844		
	420,993	427,469	6,475
資産計	625,338	631,480	6,141
(1) 預金	611,451	613,162	1,711
負債計	611,451	613,162	1,711
デリバティブ取引（※２）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、仕組預け金以外の預け金は、元利金の将来キャッシュ・フローに預け先の信用リスク要因を反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。仕組預け金については、割引現在価値やオプション価格モデル等により時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託は、契約上満期のない商品と同様の性格を有していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスクを反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は1,063百万円増加、「繰延税金資産」は234百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は829百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券に関する注記」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による

ものは、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスク等に基づくリスク要因を反映させて、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。また、破綻懸念先に対する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を貸倒引当金として計上しております。よって、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ･フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引であり、割引現在価値等により算定した価額によっております。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※１)（※２）	442
②組合出資金(※３)	210
合 計	653

（※１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握すること

が極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※２）当連結会計年度において、非上場株式について16百万円減損処理を行っております。

（※３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	42,404	—	—	—	—	3,000
コールローン及び買入手形	5,000	—	—	—	—	—
有価証券（※１）						
満期保有目的の債券	—	—	10,000	800	1,000	—
その他有価証券のうち満期があるもの	9,399	19,261	12,332	13,906	38,587	12,329
貸出金（※２）	79,341	73,147	59,904	47,683	45,254	84,980
合計	136,145	92,408	82,236	62,389	84,842	100,309

（※１）有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、貸借対照表価額とは一致いたしません。

（※２）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない19,894百万円、期間の定めのないもの17,631百万円及び金銭の信託2,686百万円は含めておりません。

（注４）預金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（※）	498,267	71,131	31,744	9,679	499	128

（※）要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

１．満期保有目的の債券（平成 22 年３月 31 日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	4,999	5,217	217
	社　債	4,989	5,208	218
	その他	500	505	5
	小　計	10,489	10,931	441
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	—	—	—
	社　債	300	261	△　38
	その他	1,000	938	△　61
	小　計	1,300	1,200	△　99
合　計		11,789	12,131	341

２．その他有価証券（平成 22 年３月 31 日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	1,007	715	291
	債　券	82,758	80,797	1,960
	国　債	36,534	35,679	855
	地方債	2,357	2,311	46
	社　債	43,866	42,807	1,058
	その他	6,215	6,102	112
	小　計	89,980	87,616	2,364
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	7,276	9,762	△ 2,485
	債　券	10,764	10,824	△　60
	国　債	1,016	1,019	△　2
	地方債	599	600	△　0
	社　債	9,148	9,205	△　57
	その他	17,235	18,324	△ 1,089
	小　計	35,276	38,911	△ 3,634
合　計		125,257	126,527	△ 1,270

３．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成 21 年４月１日　至　平成 22 年３月 31 日）

	売　却　額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株　式	1,438	150	63
債　券	8,506	148	—
国　債	4,499	0	—
社　債	4,006	147	—
その他	1,059	3	9
合　計	11,004	302	72

４．減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、349百万円（うち株式349百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

金銭の信託に関する注記

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 22 年３月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差　額 （百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	2,686	2,686	—	—	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。